

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和元年8月12日 12時50分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊ノ津沖 坊ノ岬灯台から真方位359° 1,260m付近 (概位 北緯31° 15.7' 東経130° 13.0')
事故の概要	交通船あじろは、後進中、遊泳者1人に接触し、遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	交通船 あじろ、1.6トン KG3-45134（漁船登録番号）、個人所有 第291-30173号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、旅客4人を乗せ、出発する際、船長が、前進への反転場所の目印のブイ（以下「本件ブイ」という）付近に遊泳者を視認したので、本件ブイから離れるように注意喚起したところ、遊泳者が右舷方の砂浜に向かって泳ぎ始めたので、後進で出発した。</p> <p>船長は、操舵スタンドの後で船尾方を見ながら操船していたところ、遊泳者が左舷船尾方約6～7mの距離で潜ったのを認め、直ちに機関を中立としたものの、数秒後に小さな衝撃を感じ、機関を停止して周囲を確認した。</p> <p>本船は、船長が浜に向かって泳ぐ遊泳者を視認したので、遊泳者の状態を確認しようと引き返した。</p> <p>遊泳者は、船長の要請した救急車により、枕崎市の病院に搬送され、右下腿切創と診断された。</p>
分析	本船は、船長が、本件ブイから遊泳者が十分遠ざかる前に後進を始めたことから、遊泳者が左舷船尾方約6～7mの距離で潜ったときに機関を中立にしたものの間に合わず、本船推進器が遊泳者と接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船長が、本件ブイから遊泳者が十分遠ざかる前に後進を始めたため、遊泳者が左舷船尾方約6～7mの距離で潜った

	ときに機関を中立にしたものの間に合わず、本船推進器が遊泳者と接触し、遊泳者が負傷したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 進路付近に遊泳者を視認したときは、遊泳者が十分に離れたことを確認してから航行すること。</li></ul>